

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

警察庁丙備企発第81号、丙情解発第9号  
平成30年3月30日  
警察庁警備局長  
警察庁情報通信局長

サイバー攻撃特別捜査隊設置要綱の一部改正について(通達)

サイバー攻撃特別捜査隊については、「サイバー攻撃特別捜査隊の設置について」(平成25年3月28日付け警察庁丙備企発第53号、丙情解発第4号。以下「旧通達」という。)をもって示達した「サイバー攻撃特別捜査隊設置要綱」に基づき運用してきたところであるが、この度、サイバー攻撃特別捜査隊を設置する県の追加等に伴い同要綱を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## サイバー攻撃特別捜査隊設置要綱

### 1 設置

別表に定める都道府県警察の長は、警察本部の公安部又は警備部に、サイバー攻撃特別捜査隊を置く。

### 2 任務

サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃から個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、次に掲げる業務を遂行することを任務とする。

- (1) サイバー攻撃に関する警備情報の収集、整理その他サイバー攻撃に関する警備情報に関すること。
- (2) サイバー攻撃に関する警備犯罪の予防に関すること。
- (3) サイバー攻撃に関する警備犯罪の捜査に関すること。

### 3 編成

- (1) サイバー攻撃特別捜査隊長は、警視又は警部の階級にある者をもって充て、命を受け、隊の事務を掌理する。
- (2) サイバー攻撃特別捜査隊は、担当課長が指名する警察職員をもって編成する。
- (3) (2)の指名に当たっては、警備情報の収集・分析、警備犯罪の捜査、情報通信技術、語学等に係る能力、知見、経験等、サイバー攻撃対策を推進する上での適性を勘案するものとする。

### 4 名称

サイバー攻撃特別捜査隊の名称は、都にあつては警視庁、道府県にあつては当該道府県警察の呼称を冠する。

### 5 運用

- (1) 警察庁警備局長は、サイバー攻撃特別捜査隊の編成、運用その他業務の遂行に関し必要な事項について、都道府県警察を指揮監督する。
- (2) サイバー攻撃特別捜査隊は、警視総監又は道府県警察本部長の指揮の下、当該管轄区域において2に掲げる業務を遂行するほか、警察庁長官の調整により、警察法第60条第3項（援助の要求）、同法第60条の3（広域組織犯罪等に関する権限）又は同法第61条（管轄区域外における権限）に基づき、管轄区域外において職権を行使する。
- (3) サイバー攻撃特別捜査隊は、その業務の遂行に関し、都道府県情報通信部情報技術解析課のサイバーフォースと緊密に連携を図ることとする。

6 細目

サイバー攻撃特別捜査隊の編成、運用その他業務の遂行に関し必要な事項は、警察庁警備局長が定める。

7 施行期日

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

サイバー攻撃特別捜査隊の設置都道府県警察

北海道警察
宮城県警察
警視庁
茨城県警察
埼玉県警察
千葉県警察
神奈川県警察
愛知県警察
京都府警察
大阪府警察
兵庫県警察
広島県警察
香川県警察
福岡県警察